



公益社団法人 日本武術太極拳連盟

JAPAN WUSHU TAIJIQUAN FEDERATION

〒132-0025 東京都江戸川区松江1-9-15
TEL 03-6231-4911 FAX 03-6231-4955
1-9-15, Matsue, Edogawa-ku, Tokyo JAPAN
http://www.jwtf.or.jp/ E-mail: jwtf@jwtf.or.jp

文発第3695号

2019年10月1日

都道府県連盟代表 各位

公益社団法人日本武術太極拳連盟

専務理事 川崎 雅雄



第18期全国審判員研修会 実施要綱 送付のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

標記に関し、下記の書類を同封してご案内申し上げます。

- 1) 第18期全国審判員研修会 実施要綱 (2部)
- 2) 第18期全国審判員研修会 参加申込書 (2部)
- 3) 同上 都道府県連盟用申込書一括送付状

下記の点にご注意いただき、同封の書類に基づいて準備をおすすめ下さるようお願いいたします。

敬 具

記

1. 2011年新公認審判員制度に基づく実施：

2011年6月18日に開催された日本連盟第74回理事会において、本連盟の公認審判員制度にたいする改革案が審議され、「2011年新公認審判員制度概要」が承認されました。2011年度第14期～2017年度第17期の「全国審判員研修会」と「審判員資格認定」および、その後に実施される「審判員資格更新登録手続き」はすべて、2011年新公認審判員制度に基づいて実施されました。また、2019年6月15日に開催された第109回理事会において、その一部が改訂されました。

今期の日本連盟第18期全国審判員研修会と資格認定、更新登録手続は、この公認審判員制度によって実施されます。

2. 受講・受験資格；

申請要件は下記の通りです。

申請者から参加申込書を受領する際には、要件が満たされていることをご確認下さいますようお願いいたします。なお、第17期まで行われていた「第1次試験・共通試験」は廃止されています。

- 1) 「公認太極拳審判員」申請者は、
太極拳2段以上 (2段～4段) の技能検定登録をしている人、
- 2) 「公認拳術審判員」申請者は、
長拳2級以上 (2級～1級) の技能検定登録をしている人、
- 3) すでに「公認拳術審判員」の資格を有し、新たに「公認太極拳審判員」の認定試験を受ける場合は、
太極拳初段以上の技能検定登録をしている人、
のいずれかでなければならない。

参加申込みと参加資格の確認について；

参加申込み手続は、従来通り、都道府県連盟が一括して行なっていただきます。たとえ、現在審判員資格を有している人でも、個人で直接申し込むことはできません。

参加申込みを行なう都道府県連盟は、参加者全員の「参加申込書」の＜参加申込事項＞の記入事項に漏れがないかどうかご確認下さい。

特例受験の廃止について：

第17期まで実施されていた「特例受験」の制度は、今期より廃止します。

上記1) 2) 3) の受験資格を有する人は、審判員研修会・認定試験を受け、成績に応じて1級・2級・3級のいずれの資格をも登録することができます。

3. 教材について：

第18期の審判員研修会の研修および試験は、下記の教材を使用して実施します。(詳細は要綱参照)
参加者は事前に都道府県連盟を通じて教材を自費で購入し、学習と受験に備えていただきます。

1) 2013年6月改定刊行の「競技ルールと審判法」

2) 2010年4月発行の「2005年国際武術套路競技規則」

4. 審判有資格者への本件と更新登録の案内について：

現在すでに公認審判員資格を有している人の資格有効期限は2020年3月31日で、資格更新手続き期限は2020年4月30日です。

更新に関する「公認審判員資格更新登録手続 実施要綱」は2020年1月中旬に各人宛に発送します。

5. 公認審判員の昇級受験案内について：

現公認審判員資格（公認太極拳2～3級審判員、公認拳術2～3級審判員）の有資格者には、今期に昇級受験をするための案内（実施要綱・参加申込書）を、日本連盟から本人宛に、今月中旬に送付いたします。これらの有資格者の方々が今期の受講・受験する場合も、都道府県連盟を通じて日本連盟に参加申込をしていただきます。

上記の本人宛案内文書の写しをご参考用として送付いたしますのでご確認ください。

以上

同封書類： 1)～3)

<参考添付> 「公認太極拳2～3級審判員、公認拳術2～3級審判員宛 実施案内」